

年金の手続き

こんなとき		被保険者の種別	届出先	必要書類
国民年金・1号の資格取得	20歳になったとき (年金未加入者)	未加入 ⇒ 1号	(原則、不要)	※令和4年4月以降に20歳になった人は後日、年金事務所から基礎年金番号通知書が届きます。
		未加入 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所	
	会社等を退職したとき (60歳未満の本人)	2号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書 退職日を確認できるもの 例) 離職票、資格喪失証明書
	配偶者が会社等を退職したとき (扶養されている60歳未満の配偶者)	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書 配偶者の退職日を確認できるもの 例) 離職票、資格喪失証明書
		※2号被保険者(厚生年金等加入者)は変更なし		
	離婚、収入増等で配偶者の扶養からはずれたとき	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書 扶養から外れた日を確認できるもの 例) 資格喪失証明書
	厚生年金・共済年金に加入している配偶者が65歳になったとき (扶養されている60歳未満の配偶者)	3号 ⇒ 1号	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書
	海外転出し、国外に在住する日本国籍の人が国民年金に加入するとき (20歳以上65歳未満)	1号 2号 ⇒ 任意加入 3号	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書 ※口座振替を希望する場合は 預金通帳、金融機関届出印
	海外転出者が帰国し、転入するとき(60歳未満)	未加入 任意加入 ⇒ 1号	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書
60歳以上で、国民年金に加入を希望するとき	未加入 ⇒ 任意加入	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書 預金通帳、金融機関届出印	
国民年金・1号の資格喪失	会社等に就職したとき (厚生年金・共済年金への加入)	1号 ⇒ 2号	勤務先を通じて年金事務所	
		3号 ⇒ 2号		
	配偶者が会社等に就職したとき	1号 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所	
		※2号被保険者(厚生年金等加入者)は変更なし		
結婚、退職により厚生年金等に加入する配偶者の扶養となったとき	1号 ⇒ 3号	配偶者の勤務先を通じて年金事務所		
	2号 ⇒ 3号			
国民年金第1号被保険者が海外転出するとき(脱退)	1号 ⇒ 未加入	市役所 保険年金課	年金手帳・基礎年金番号通知書	